**羽咋すこやかセンター施設使用料（令和元年１０月１日以降）**

【基本使用料】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用時間区分種別　　　　　 | 午前9時～正午 | 午後1時～午後5時 | 午後6時～午後10時 | 全日(午前9時～午後10時) |
| いきいきホール | 平日 | 8,800円 | 11,000円 | 13,200円 | 33,000円 |
| 土曜・日曜・祝日 | 11,000円 | 13,200円 | 15,400円 | 39,600円 |
| ~~にこにこ~~~~広場~~ | ~~平日~~ | ~~2,200円~~ | ~~3,300円~~ | ~~3,850円~~ | ~~9,350円~~ |
| ~~土曜・日曜・祝日~~ | ~~2,750円~~ | ~~3,850円~~ | ~~4,400円~~ | ~~11,000円~~ |
| 和室１ | 1,100円 | 1,320円 | 1,540円 | 3,960円 |
| 和室２ | 1,100円 | 1,320円 | 1,540円 | 3,960円 |
| 第１研修室 | 1,100円 | 1,320円 | 1,540円 | 3,960円 |
| 第２研修室 | 1,100円 | 1,320円 | 1,540円 | 3,960円 |
| 第３研修室 | 1,100円 | 1,320円 | 1,540円 | 3,960円 |

※にこにこ広場は、都合により貸出を中止しています。

【市外使用者】

　使用者が羽咋市外の場合は、基本使用料の10割が加算されます。

　※法人その他の団体の場合は、事務所の所在地が対象となります。

【割増料金】

次の使用目的の場合、基本使用料が割り増しされます。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用目的 | 割増率 |
| 営利を目的とし、無料または入場料等500円未満徴収するとき | 5割 |
| 営利を目的とし、入場料等を500円以上2000円未満徴収するとき | 8割 |
| 営利を目的とし、入場料等を2,000円以上徴収し、又は物品を販売するとき | 10割 |

※営利目的使用であるが、準備または片付けに使用し、販売をしない時間帯は５割増とします。

**羽咋すこやかセンター附属設備使用料（令和元年１０月１日以降）**

【附属設備基本使用料】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名　称 | 単　位 | 使用料 | 備　考 |
| スポットライト | １台１回 | 330円 |  |
| マイクロホン | １本１回 | 220円 |  |
| ワイヤレスマイクロホン | １本１回 | 330円 |  |
| スクリーン | 1台１回 | 220円 |  |
| ＣＤプレーヤー | １台１回 | 330円 |  |
| カセットテープレコーダー | １台１回 | 330円 |  |
| 映像機器 | １台１回 | 330円 |  |
| 電気コンセント | １口１回 | 110円 | 持ち込み機器使用時 |
| 軽パネル | １枚１回 | 110円 |  |

【備考】

１　使用回数の算定は、４時間以内を１回とし、午前、午後及び夜間（午後６時から午後10時まで）ごとに行います。

２　減免の場合は、減免割合を乗じて得た額を使用料とします。

（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）

３　冷暖房使用料

冷暖房使用料は、基本使用料の５割に相当する額とします。

ただし、減免を受けた場合は、減免割合を乗じて得た額を施設使用料とします。

（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）

　４　増額の場合は、施設基本使用料のみを対象とします。

（附属設備使用料及び冷暖房使用料については適用しない。）

【計算例】

　　基本使用料（Ａ）、割増率（Ｂ）、減免率（Ｃ）、冷暖房料（Ｄ）＝（Ａ）×0.5

附属設備使用料（Ｅ）

　（Ａ）×（Ｂ）または（Ｃ）＋（Ｄ）＋（Ｅ）＝施設使用料金

　　ただし、使用室毎に減免や冷房料金を算出した１０円未満の端数は、四捨五入とする。